

市第 10 号議案 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 21 号）が令和 2 年 3 月 4 日に公布されたことに伴い、本市条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正の概要

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体の拡大（第 10 条第 3 項）

放課後児童支援員となるための研修の実施主体について、現在、都道府県知事と指定都市の長としているものに「中核市の長」を追加します。

改正前	改正後
放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 <u>若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。

4 施行期日

公布日とする。